

第 30 号議案

令和 8 年度芦屋市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度芦屋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,120,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 2,079,738
	1 国民健康保険料	2,079,738
2 使用料及び手数料		80
	1 手数料	80
6 県支出金		6,066,421
	2 県補助金	6,066,421
8 財産収入		2,174
	1 財産運用収入	2,174
9 繰入金		960,694
	2 他会計繰入金	960,694
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		10,892
	2 延滞金、加算金及び過料	5,500
	20 雑入	5,392
歳 入 合 計		9,120,000

歳 出

款	項	金 額
1 保険総務費		千円 226,880
	1 保険管理費	226,880
2 保険給付費		5,855,145
	1 療養諸費	5,813,130
	2 任意給付費	42,015
6 国民健康保険事業費納付金		2,915,053
	1 医療給付費分	1,907,440
	2 後期高齢者支援金等分	686,420
	3 介護納付金分	256,685
	4 子ども・子育て支援納付金分	64,508
11 保健事業費		98,236
	1 保健事業費	42,916
	2 特定健康診査等事業費	55,320
12 公債費		1
	1 公債費	1
13 諸支出金		14,685
	1 諸支出金	14,685
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,120,000